

関係各位

平成24年3月
京都市都市計画局

「建築基準法に基づく定期報告制度の対象建築物の拡大に関する
市民意見募集リーフレット」の誤記について

平素は本市の建築行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在行っております、「建築基準法に基づく定期報告制度の対象建築物の拡大について」の市民意見募集リーフレットの見開き右ページ下段の表、「既に指定しており、対象とする面積要件を引き下げる用途」のホテル又は旅館について、建築設備の面積要件に誤記がありましたので、お詫びいたしますとともに、以下の正誤表のとおり訂正させていただきます。何卒よろしくお願いたします。

(誤りの箇所)

「2章 新たに対象となる建築物の用途と規模」の表中、「ホテル又は旅館」の
建築設備の面積要件 (リーフレット見開きの右ページ下の表中)

(正誤)

正	従来どおり <u>1,000 m²超</u> が対象
誤	従来どおり <u>1,500 m²超</u> が対象